

水道料金、下水道使用料の減額制度について

1 減額制度の概要

次に該当する水道使用者（給水契約者）で、お客様のお申込みにもとづき、1か月の水道料金のうち「979円（税込）」を減額する制度です。

（料金計算後、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。）

水道と下水道を使用されている方の場合、水道料金の減額をお申込みいただければ、下水道使用料も減額されます。

(1) 減額制度の対象者

ア 生活保護法による生活扶助の給付を受けている方

イ 児童扶養手当の給付を受けている方

ウ 市民税・県民税が非課税の世帯

エ 中国残留邦人等で生活支援の給付を受けている方

アパートやマンションなどの集合住宅にお住まいの場合は減額が受けられない場合があります。お住まいの集合住宅で減額が受けられるかどうかは、お問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 減額金額について

ア 生活保護法による生活扶助の給付を受けている方

- ・水道料金 口径13ミリの基本料金相当額
979円（税込）／1か月
- ・下水道使用料 全額／1か月

イ 児童扶養手当の給付を受けている方

- ・水道料金 口径13ミリの基本料金相当額
979円（税込）／1か月
- ・下水道使用料 基本使用料及び汚水排水量の10m³までの使用料
（最大）919円60銭（税込）／1か月

ウ 市民税・県民税が非課税の世帯

- ・水道料金 口径13ミリの基本料金相当額
979円（税込）／1か月
- ・下水道使用料 基本使用料及び汚水排水量の10m³までの使用料
（最大）919円60銭（税込）／1か月

エ 中国残留邦人等で生活支援の給付を受けている方

- ・水道料金 口径13ミリの基本料金相当額
979円（税込）／1か月
- ・下水道使用料 全額／1か月

2 お申込み窓口

水道局各営業所、水道庁舎営業課、各区役所くらし応援室でお申込みいただけます。

3 お申込みに必要なもの

(1) 水道料金減額申込書

お申込み窓口、水道局ホームページに用意してあります。

(2) 添付書類

水道料金減額申込書に次の書類を添付してください。

ア 生活保護法による生活扶助の給付を受けている方（添付書類 1 点）

- ・生活保護受給証明書（原本）〈お住まいを管轄する区役所の福祉課で発行〉

イ 児童扶養手当の給付を受けている方（添付書類 1 点）

- ・児童扶養手当証書〈お住まいを管轄する区役所の支援課で発行〉のコピー

ウ 市民税・県民税が非課税の世帯（添付書類 2 点）

- ・世帯構成届出書〈お申込み窓口、水道局ホームページに用意してあります〉
世帯構成届出書には、お住まいの方全員のお名前をお書きください。
- ・所得・課税（非課税）証明書（一部事項証明書）（原本）
〈各区役所「市税の窓口」（大宮区、浦和区は「市税の総合窓口」）等で発行（手数料がかかります。）〉

世帯構成届出書に書かれた方全員の所得・課税（非課税）証明書（一部事項証明書）（原本）を添付してください。ただし、扶養されている 1.8 歳以下の方は不要です。

エ 中国残留邦人等で生活支援の給付を受けている方（添付書類 1 点）

- ・支援給付受給証明書（原本）〈お住まいを管轄する区役所の福祉課で発行〉

(3) ご用意いただくもの

- ・(2)ウの所得・課税（非課税）証明書を取得する際は、本人確認書類が必要です。
また、代理人の方が取得する場合は、委任状及び本人確認書類が必要です。

4 減額の開始について

お申込みにより、認定した翌月分から対象となります。

5 減額の再申込みについて

次により減額を受けられる方は、原則として年に一度の再申込手続きが必要となります。
再申込みについては、水道局から手続きのご案内をお送りします。

- ・児童扶養手当の給付を受けている方
- ・市民税・県民税が非課税の世帯

お問い合わせ先

さいたま市水道局 電話番号 048-665-3220（電話受付センター）

F A X 048-665-5536

営業時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）

8時30分～17時15分

北部水道営業所 検針係 〒331-0805 さいたま市北区盆栽町200-1

南部水道営業所 検針係 〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷1-18-2